青森県報

第二千百八十号

平成十五年五月三十日（金曜日）

目　次

告　示

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正……（人事課）…一

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正（同）…二

○公有水面埋立ての免許……（漁港漁場整備課）…二

○土地収用法による事業の認定……（監理課）…三

○豪雪地帯対策特別措置法による町道に関する工事の施行…（道路課）…四

○過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事の施行……（同）…四

公　告

○建設業者の許可の取消し……（八戸県土整備事務所）…五

出先機関

○土地改良事業の工事の完了……（北地方農林水産事務所）…五

人事委員会

○人事委員会規則一四―○（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則……（総務・審査グループ）…六

監査委員

○監査結果に対する措置の公表……（事務局）…七

○右　同……（同）…八

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……（生活安全企画課）…九

告　示

青森県告示第三百八十二号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

平成十五年五月三十日

青森県知事職務代理者
青森県事務吏員　小　堀　安　雄

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二三二円	一三、二四六円

二十歳以上二十五歳未満	五、一一八円	一三、二四六円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇二八円	一三、二四六円
三十歳以上三十五歳未満	六、七三五円	一六、一七七円
三十五歳以上四十歳未満	七、二六七円	一九、一五八円
四十歳以上四十五歳未満	七、三二二円	二一、二八九円
四十五歳以上五十歳未満	七、一八四円	二二、四八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、八〇一円	二三、七八七円
五十五歳以上六十歳未満	六、二三三円	二三、三七六円
六十歳以上六十五歳未満	四、三七九円	二〇、六九八円
六十五歳以上七十歳未満	四、一二〇円	一五、二四一円
七十歳以上	四、一二〇円	一三、二四六円

附　則

1　この告示は、告示の日から施行する。

2　改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百八十三号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

平成十五年五月三十日

青森県知事職務代理者
青森県事務吏員　小　堀　安　雄

表常時介護を要する状態の項中「十万八千三百円」を「十万六千百円」に、「五万八千七百五十円」を「五万七千五百八十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万四千百五十円」を「五万三千五十円」に、「二万九千三百八十円」を「二万八千七百九十円」に改める。

附　則

1　この告示は、告示の日から施行する。

2　改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る介護補償について適用し、同月前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百八十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年五月十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十五年五月三十日

青森県知事職務代理者
青森県事務吏員　小　堀　安　雄

一　免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1　免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一
青森県

2　代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一
青森県知事　木村守男

二　埋立区域

１　位置

三沢市港町一丁目三から五の地先公有水面

２　区域

次の①の地点から⑫の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑫の地点と①の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点　三沢市鹿中二丁目五八の一三七に設置された三等三角点（大津）（北緯四〇度四〇分五六秒・五四一九、東経一四一度二五分三〇秒・七四一三）から一二二度二六分五五秒一、四五四・二五七メートルの地点

②の地点　①の地点から三四六度三一分一五秒二一・九九一メートルの地点

③の地点　②の地点から七六度三三分五五秒四九・九九一メートルの地点

④の地点　③の地点から一六六度三三分五五秒一七・七五五メートルの地点

⑤の地点　④の地点から七六度三三分五五秒一一〇・五二〇メートルの地点

⑥の地点　⑤の地点から三四六度三三分五五秒一四・五七五メートルの地点

⑦の地点　⑥の地点から七六度三三分五五秒三〇・〇〇〇メートルの地点

⑧の地点　⑦の地点から一六六度三三分五五秒二七・三八五メートルの地点

⑨の地点　⑧の地点から七六度三三分五五秒一〇・三五〇メートルの地点

⑩の地点　⑨の地点から一六六度三二分五三秒一四・九四〇メートルの地点

⑪の地点　⑩の地点から二五六度三三分五五秒一五〇・八〇二メートルの地点

⑫の地点　⑪の地点から三四六度二八分〇四秒二三・五一四メートルの地点

３　面積

五、五八九・二五平方メートル

三　埋立てに関する工事の施行区域

１　位置

三沢市港町一丁目一、三から五及び八の地内、並びに港町一丁目一、三から五の地先公有水面

２　区域

次のイの地点からチの地点までを順次に直線で結んだ線及びチの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点　三沢市鹿中二丁目五八の一三七に設置された三等三角点（大津）（北緯四〇度四〇分五六秒・五四一九、東経一四一度二五分三〇秒・七四一三）から一二五度四一分〇六秒一、四七八・一〇四メートルの地点

ロの地点　イの地点から三四六度四九分〇〇秒一四二・四七六メートルの地点

ハの地点　ロの地点から七六度三三分五五秒一五四・八一三メートルの地点

ニの地点　ハの地点から三四六度三三分五五秒四二・〇五〇メートルの地点

ホの地点　ニの地点から七六度三三分五五秒一三〇・〇〇〇メートルの地点

への地点　ホの地点から一六六度三三分五五秒五〇・五三八メートルの地点

トの地点　への地点から一九六度一四分三七秒七〇・二二三メートルの地点

チの地点　トの地点から一六六度三四分二四秒七二・九五五メートルの地点

３　面積

四二、四九一・四九平方メートル

四　埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第三百八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年五月三十日

青森県知事職務代理者
青森県事務吏員　小　堀　安　雄

一　起業者の名称

木造町

二　事業の種類

越水地区農業集落排水汚水処理施設建設事業

三　起業地

１　収用の部分

青森県西津軽郡木造町大字越水字高砂地内

２　使用の部分

青森県西津軽郡木造町大字越水字高砂地内

四　事業の認定をした理由

１　法第二十条第一号の要件

本件事業は、生活雑排水、し尿の汚水、汚泥を処理するため必要な施設であり、法第三条第三十一号の「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試

験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2　法第二十条第二号の要件

本件事業は、本件事業の起業者である木造町が、農業集落排水事業特別会計において財源措置を講じており、本件事業を遂行する意思と能力を有していることから、法第二十条第二項の要件を充足すると判断される。

3　法第二十条第三号の要件

本件事業を施行する越水地区においては、生活雑排水が集落内水路及び農業用用水路に流出することにより水質汚濁が進行し、悪臭及び害虫の発生並びに水稲の生育障害が生じており、また、便槽によるし尿処理は家屋内で病害虫を発生させている状況にある。

本件事業の施行により、生活雑排水及びし尿（以下「生活排水」という。）を地中埋設管路により汚水処理施設に収集することで集落内水路及び農業用用水路の水質汚濁が防止され、また、家屋内での病害虫の発生が防止されるものである。

以上のように、本件事業の施行は、当地区の生活環境の整備及び農地等に係る水質保全並びに保健衛生に資すると認められ、本件事業の施行により得られる利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行により失われる利益は、本件施設からの排水及び施設完成後の騒音、振動等に起因する周辺環境への影響が考えられるが、本件施設からの排水は建築基準法による排水の基準を満たし農業用排水路に排水するものであり、また、本件事業の起業地の周辺には民家がほとんど見られないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

本件起業地の候補地は三箇所存在するが、

イ　周辺環境に与える影響

ロ　工事施工の難易

ハ　事業費

を基準に候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、三案中最も適切であると認められる。

以上のとおり、本件事業は、本件事業による得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4　法第二十条第四号の要件

生活雑排水の流出及び便槽によるし尿処理に伴う生活環境の悪化及び農地等に係る水質汚濁の改善並びに公衆衛生の向上はできるかぎり早期に実施する必要があるものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、処理施設、構内通路等の設置に必要な範囲であると認められ、さらに、起業地の収用の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段は馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のとおり、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五　法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

木造町役場下水道課

青森県告示第三百八十六号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり町道に関する工事を行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項前段の規定により告示する。

平成十五年五月三十日

青森県知事職務代理者
青森県事務吏員　小　堀　安　雄

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
町道二一号線	南津軽郡平賀町大字屋崎字浅井六九から南津軽郡平賀町大字屋崎字浅井一四七の一まで	改築（道路改良）	平成一五・六・一

青森県告示第三百八十七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に

より次のとおり町村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成十五年五月三十日

青森県知事職務代理者
青森県事務吏員　小　堀　安　雄

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
中村長平線	西津軽郡鰺ケ沢町大字中村町字上清水崎一二の四	改築（道路改良）	平成一五・六・一
福浦川目線	下北郡川内町大字川内字福浦山一の一福浦山国有林八二八林班ほ2小班から 下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一縫道石国有林八三一林班ほ小班まで	〃	〃
九艘泊源藤城線	下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国有林二八三林班ぬ2小班から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字源藤城国有林二八三林班は2小班まで	〃	〃
夏坂大館線	三戸郡田子町大字関字南来満山三九林班へから 三戸郡田子町大字関字南来満山四一林班りまで	〃	〃
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の七	〃	〃

公　告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月三十日

青森県知事職務代理者
青森県事務吏員　小　堀　安　雄

一　商号又は名称　有限会社丸青機材
二　代表者の氏名　赤牛　博充
三　主たる営業所の所在地　八戸市根城七丁目一一の二九
四　許可番号　青森県知事許可（般－一〇）第一六七三四号
五　取消年月日　平成十五年五月二十日
六　取消しに係る建設業の許可
　土木、建築工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成十五年五月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出　先　機　関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年五月三十日

北地方農林水産事務所長　斉　藤　　剛

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業　三四－一	市浦村	平成一五・三・二〇
十四年災農業用施設災害復旧事業　三四－一〇一	〃	〃

〃	三四―一〇二	〃	〃
〃	三四―一〇三	〃	一五・二・二〇
〃	三四―一〇五	〃	〃
〃	三四―一〇六	〃	〃
〃	三四―一〇七	〃	一五・三・一〇
〃	三四―一〇八	〃	一五・二・二〇
〃	三四―一〇九	〃	一五・三・一〇

人事委員会

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月三十日

青森県人事委員会委員長　増　田　孝　介

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中「（課に置く室に置くものを除く。）」を削り、「及び財政課」を「、政策推進室に置くもので室の人事事務等、知事特命の施策の企画立案事務等又は行政評価に関する事務を主として担当するもの、総務学事課に置くもので法令審査又は庁舎管理に関する事務を担当するもの並びに財政課及び人事課」に改め、「、総括副参事（部の組織又は人事に関する事務を担当するもの、政策推進室に置くもので室の人事事務等又は知事特命の施策の企画立案事務等を主として担当するもの及び秘書課に置くものに限る。）」を削り、「政策推進室に置くもので室の人事事務等、知事特命の施策の企画立案事務等、行政改革に関する事務又は行政評価に関する事務を主として担当するもの、総務学事課に置くもので庁舎管理に関する事務を担当するもの」を「行政改革・公社等改革推進チームに置くもので行政改革に関する事務を担当するもの」に改め、「、課長補佐（課の人事事務等を主として担当するもの、総務学事課に置くもので法令審査又は庁舎管理に関する事務を担当するもの並びに財政課、秘書課及び人事課に置くものに限る。）、室長補佐（課に置く室に置くものを除き、室の人事事務等を主として担当するものに限る。）」を削り、「総括主幹（」の下に「部の組織又は人事に関する事務を担当するもの、」を加え、「、行政改革に関する事務又は行政評価に関する事務を担当するもの」を「又は行政評価に関する事務を担当するもの、行政改革・公社等改革推進チームに置くもので行政改革に関する事務を担当するもの」に、「行政組織又は任免に関する事務を担当するもの、」を「福利厚生に関する事務を担当するもの及び」に改め、「及びむつ小川原振興室に置くもので室の人事事務等を主として担当するもの」及び「、班長（秘書課の総務班、組織管理班、人事班、給与班、法規班及び施設管理班に置くものに限る。）」を削り、「、総務学事課に置くもので青森県庁舎管理規則（昭和四十二年四月青森県規則第十一号）に関する事務を担当するもの及び秘書課に置くもの」を「及び総務学事課に置くもので法令審査又は青森県庁舎管理規則（昭和四十二年四月青森県規則第十一号）に関する事務を担当するもの」に改め、「総括主査（」の下に「秘書課に置くもので知事の秘書に関する事務を担当するもの、」を加え、「総務学事課に置くもので青森県庁舎管理規則に」を「総務学事課に置くもので法令審査又は青森県庁舎管理規則に」に改め、同表出納局の項中「副出納長」の下に「、参事」を加え、「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、同表教育庁の項中「及び職員福利課」を「並びに職員福利課、義務教育課及び県立学校課」に、「課長補佐（課の人事事務等を主として担当するもの並びに義務教育課及び県立学校課に置くもので任免、分限又は懲戒に関する事務を担当するものに限る。）」を「副参事（教育政策課に置くものに限る。）」に改め、「人事に関する事務を担当するもの」の下に「及び義務教育課に置くもので任免、分限又は懲戒に関する事務を担当するもの」を加え、「、班長（予算班、秘書広報班及び管理班に置くものに限る。）」を削り、同表監査委員事務局の項中「課長」を「次長」に改め、同表地方労働委員会事務局の項中「課長」を「総括副参事」に改める。

別表第二号の表消費生活センターの項中「、次長」を削り、同表男女共同参画センターの項中「次長」を「所長」に改め、同表環境保健センターの項の次に次のように

加える。

原子力センター	所長、次長

別表第二号の表保健大学の項中「副学長」の下に「、学部長」を加え、同項中「健康科学研究研修センター長」を「健康科学教育センター長、健康科学研究センター長」に改め、同表つくしが丘病院の項中「、副看護部長」を削り、同表県外情報センターの項中「（企業誘致東京情報センター及び福岡情報センターに置くものに限る。）」を「（名古屋情報センターに置くものを除く。）」に改め、同表計量検定所の項を次のように改める。

工業総合研究センター	所長、次長、総合企画室長、弘前地域技術研究所長、八戸地域技術研究所長

別表第二号の表産業技術開発センターの項から機械金属技術研究所の項までを削り、同表農業研究推進センターの項から農業試験場の項までを次のように改める。

農林総合研究センター	所長、次長、総務室長、総務管理監、藤坂稲作研究部長、砂丘研究部長、グリーンバイオセンター所長、畑作園芸試験場長、フラワーセンター21あおもり所長、りんご試験場長、県南果樹研究センター所長、畜産試験場長、養鶏部長、和牛改良技術センター所長、和牛改良資源センター所長、林業試験場長、加工技術部長
水産総合研究センター	所長、次長、総合企画室長、総務管理監、局長、船長、増養殖研究所長、内水面研究所長
ふるさと食品研究センター	所長、次長、総合企画室長、下北ブランド研究開発センター所長、農産物加工指導センター所長、つがる農産物加工センター所長

別表第二号の表畑作園芸試験場の項から畜産試験場の項まで及び農産物加工指導センターの項から内水面水産試験場の項までを削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

監　査　委　員

監査結果に対する措置の公表

平成14年２月22日付け青監査第136号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年５月30日

青森県監査委員　片谷　稔
同　橋本敏子
同　西谷　洌
同　清水悦郎

監査対象	監査結果	措置の内容
監査等認可等事務名 県立高等学校授業料の減免	教育長承認を要するものにおいて、標準処理期間を超えて処理されたものの割合が43.0%と高くなっている。（教育長承認を要する処理件数86件、当該期間を超えた件数26件）	青森県行政手続条例に基づく標準処理期間は、教育長承認を必要とする場合は25日となっている（平成11年３月29日改正）。市町村の教育長承認の免除申請は、所得・課税証明書の発行が６月中旬以降であることから、例年６月下旬から８月上旬に集中しており、また承認申請件数が年々増加していることから、一部の処理が後回しとなって、通常の処理より日数を要する場合がある。このため、校長が直接決定できる項目を追加し、処理期間の改正を行った。（平成15年３月） また、一部の学校では、教育長承認が必要な分をまとめて一括申請する例も見受けられることから、学校に対して速やかに申請するよう指導するとともに、県立学校課でも迅速な事務処理に努めていく。
	必要とされる証明書が添付されないもの	田名部高校において、世帯員の所得課税証明書が一部欠落のまま

	ま、減免の決定がなされているものがある。	免除決定していたものが予備監査で発見されたものであり、既に書類を徴収し整備済みである。 また、免除事務について、細心の注意を払うよう各学校に周知・指導するとともに、学校内でのチェック体制の強化を図っている。	
	授業料の全額免除申請に対して、半額免除の決定がなされた場合において、一部拒否した理由が示されていない。	13年度から半額免除とした理由についても簡潔に記載するよう様式改正を行った。	
	①　授業料が半額免除となったものについて、その後、授業料の支払が困難であることを理由に同一年度内に全額免除申請が出され、承認されたものにおいて、先の半額免除の決定を取消す手続き及び対象者に対する通知がなされていない。 ②　生活保護受給を免除事由としていた授業料が全額免除となっていたが、その後、生活保護が廃止となった者が、同一年度の残りの月を非課税世帯であることを免除事由として授業料を半額免除したものにおいて、先の全額免除に係る期間変更の手続き及び対象者に対する通知がなされていない。	13年度から取消及び期間変更の申請者への通知の様式を新設し、また、その旨決裁を受けるよう指導した。	
	「青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則」の第２条では、次の場合、授業料の全額、又は半額を免除することができるとしている。 ①　生計困難のため、就学継続が著しく困難 ②　火災等不慮の災害を受け授業料の納付が著しく困難 ③　このほか、校長が特に免除を必要とした場合 そして、当該規則第５条の規定によれば、授業料を免除された者が、翌学年においても「同一の免除事由」により、この免除を受けようとする場合、添付書類を省略することができることになっている。 しかし、前記②の場合のみこれを省略できるものとして解釈し、①及び③の場合はこれを省略できないものとして取扱っている。	規則第５条第１項中の「同一の免除事由により、・・（中略）・・、添付書類を省略することができる。」とは、翌年度においても免除判断基準が変わらない場合において省略できるものとしている。 具体的な例としては、災害による授業料の免除では、罹災証明書等による被害の程度で判断しており、翌学年において同じ災害で授業料の免除を受けようとする場合には、当該書類の添付を省略できるものである。 しかし、非課税世帯や生活困窮世帯の免除では、各年度において、当該年度に市町村民税が非課税であるかどうかや、世帯の状況（母子家庭等）とその世帯の前年の収入状況により免除事由が発生し免除判断基準が変わることから、各年度において、公正な判断をする上で必要不可欠な最小限度の書類として「所得・課税証明書」や「戸籍謄本」等を添付させているものである。 このため条文の解釈に誤解を生じることのないよう、免除規則及び免除要項の改正を行った。（平成15年３月）	
	①　平成11年度までは押印が必要 ②　平成12年度からは、記名押印又は署名の選択制 と見直されている。しかし、「押印見直し基準」に照らしてみるとこれを求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないものと見受けられた。	申請者の反応や他県の状況等を調査のうえ、再度押印の見直しについて検討した結果、平成15年度から押印を廃止するよう免除規則の改正を行った。（平成15年３月）	

監査結果に対する措置の公表

平成15年４月４日付け青監査第３号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県教育委員会委員長か

ら措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年５月30日

青森県監査委員　　片　谷　　稔
同　　橋　本　敏　子
同　　西　谷　　洌
同　　清　水　悦　郎

監査箇所名	監査結果	措置の内容
三八教育事務所	旅行者本人に旅費が支給されていないもの及び支給金額を誤っているものがある。	未払い分を支給し、差額分を追給及び返納するとともに、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
青森県立図書館	教育使用料において、調定手続きが遅延しているものがある。	事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。
	有料共通回数券の在庫が多量にあるにもかかわらず、中央大橋回数券を購入している。	在庫を消費するまで購入を控えし、事務処理に遺漏のないよう万全を期することとした。

公　安　委　員　会

青森県公安委員会告示第二十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月三十日

青森県公安委員会委員長　櫛　引　利　貞

遊技機の種類	型式名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	ＣＲシシオウＦ	株式会社サンセイアールアンドディ
〃	ＣＲシシオウＭＶ	〃
〃	ＣＲシシオウＶ	〃
〃	ＣＲシシオウＭ	〃
〃	ＣＲ新選組	株式会社〃ズホ
〃	ＣＲアッポーＷ	株式会社高尾
〃	ＣＲアッポーＸ	〃
〃	ＣＲアッポーＹ	〃
〃	ＣＲ脱獄ブラザースＳ	豊丸産業株式会社
〃	ＣＲ脱獄ブラザースＶ	〃
〃	ＣＲがんばれ桃太郎Ｍ２	株式会社メーシー販売
〃	ハイスクール奇面組Ｇ	マルホン工業株式会社
〃	チョッキモンＦＸ	株式会社大一商会
〃	ＣＲチョッキモン	〃
〃	ＣＲフィーバーワンダーパワフルＲＸＷ	株式会社三共

〃	ＣＲフィーバービーチクラブＭＸ	〃
〃	ＣＲフィーバービーチクラブＲＸ	〃
〃	ＣＲ猛烈牙王ＭＡ７	株式会社ニューギン
回胴式遊技機	マッハゴーゴー	株式会社アリストクラートテクノロジーズ
〃	ヤジキタドウチュウキ２	株式会社ミズホ
〃	レッドナンバーＮ	株式会社ネット
〃	チバリヨオキナワ	〃
〃	デンセツノショウキンクビＳ	〃
〃	オートマティック	ベルコ株式会社
〃	ダービーボーイ	サミー株式会社

発行所・発行人　青森市長島一丁目一番一号　青　森　県
印刷所・販売人　青森市古川二丁目一七番五号　東奥印刷株式会社
（毎週月・水・金曜日発行）　定価小口一枚ニ付十五円一銭